

妊婦のための支援給付のご案内

妊婦の産前産後期間における経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、「妊婦支援給付金」を支給します。

給付金の支給を受けるためには**申請が必要**です。



←詳細は市ホームページでもご確認いただけます。

対象者

次の①～②の両方に当てはまる方

① 申請時点で盛岡市に住所を有する方

② 令和7年4月1日以降に出産予定の妊婦の方

※他の自治体で「妊婦のための支援給付」を受けている場合、既に給付を受けた分を除いて支給します。

※流産・死産等の場合でも、医師の証明書等により「妊婦のための支援給付」の対象となる場合があります。

給付額

1回目の給付：5万円（口座振込）

2回目の給付：胎児の数 × 5万円（口座振込）

支給までの流れ

- ① 医療機関等で妊娠の診断を受けた後、盛岡市に妊娠の届出をします。
- ② 妊娠の届出をする際に、妊婦給付認定申請書を併せて提出します。
- ③ 申請後、おおむね1～2か月後に指定した口座に1回目の給付金を振込みます。
- ④ 出産予定日のおおむね8週間前頃に胎児の数の届出書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、盛岡市に返送します。
- ⑤ 届出後、おおむね1～2か月後に指定した口座に2回目の給付金を振込みます。

申請・届出の期限

1回目の給付：胎児の心拍が医療機関等で確認された日から起算して、2年を経過する日まで。

2回目の給付：出産予定日の8週間前から起算して、2年を経過する日まで。

※申請や届出は、期限によらず早めの申請をお願いします。

問い合わせ先

妊婦のための支援給付について
(申請・支給のことなど)

盛岡市 母子健康課

平日 9時～17時

電話：019-603-8308

妊娠・出産・育児に関する
不安や困りごとなど

ママの安心テレホン

平日 9時～16時

電話：019-654-0851



よくあるご質問

Q ① 対象者の所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q ② 申請後、どのくらいの期間で給付金は振込まれますか。

A 申請や届出を受理してから、おおむね1～2か月後に指定口座に振込みます。ただし、申請書の記載や添付書類に不備があった場合等は除きます。申請書類を提出してから2か月以上経過しても振込されない場合には、お問い合わせください。

Q ③ 妊婦以外の名義の口座に振込むことはできますか。

A できません。振込先は、給付を受ける妊婦ご本人名義の口座をご指定ください。

Q ④ 盛岡市外で里帰り出産をする予定ですが、里帰り先の自治体で申請はできますか？

A できません。本制度は、住民票がある自治体にのみ申請をすることができます。一時的な里帰りの場合は、住民票のある自治体に申請してください。

Q ⑤ インターネットバンキングを利用しているため、口座情報の写しがありません。

A インターネットバンキングをご利用の場合は、口座情報が分かる画面を印刷して添付していただくようお願いします。万が一印刷が難しい場合は、来庁していただければ、職員が目視で口座情報を確認いたします。

Q ⑥ 盛岡市に転入してきました。以前住んでいた自治体で1回目の給付を受け取りましたが、盛岡市で給付を受けることはできますか。

A 盛岡市から新たに妊婦給付認定を受けることで、2回目の給付を受けることができます。ただし、本制度は全国一律の制度となっており、同一の理由により複数の自治体から1回目の給付を受けることはできません。

Q ⑦ 妊婦の給付認定を受けた後に、口座等の名義を入籍後の苗字に変更することは可能ですか。

A 可能ですが、振込先の情報が申請時点から変更になると振込不能が発生します。振込までお時間を要することになりますので、妊婦給付認定後に口座情報が変更となる場合は、母子健康課までご連絡ください。